

令和 3 年度 入札監視委員会議事概要

沖縄防衛局

開催日及び場所	令和 3 年 1 2 月 9 日 (木) 於：陸上自衛隊那覇駐屯地
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) (五十音順) 仲里 豪 (弁護士) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝 (元沖縄県経営者協会常務理事)

I 沖縄防衛局が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和 3 年 7 月 1 日 ~ 令和 3 年 9 月 3 0 日	
審議対象件数	5 8 件	
1. 入札状況について (入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	3 件	(審議概要)
建設	一般競争	3 件
設	一般競争 (政府調達協定対象外)	0 件
工	指名競争	0 件
事	随意契約	0 件
建設コンサルタント業務等	3 件	
	意見・質問	回答
●委員からの 意見・質問	【契約状況・指名停止状況・低 入札価格調査状況について】 特になし	
○それに対する 回答等	【抽出事案について】 工事 一般競争入札方式 石垣島 (3) 火薬庫新設土木 その他工事 (その 2) ● かなり大規模な工事を 3 つ に分割して一括審査方式を用 いて発注しているが、分割し た基本的な考え方、J V の重 複を避ける方法について確認 したい。	○ 本工事は 4 棟の火薬庫を整 備する計画となっており、今 年度はそのうち 3 棟をそれぞ れ (その 1) から (その 3) までに分割している。 J V 申請の重複を避ける方 法として、競争参加資格登録 の際の規定で、1 会社は同じ 工事に重複して参加申請する ことはできないこととなって

● (その1) から (その3) の予定価格に若干差がある理由は何か。

● 入札結果を見ると5者が無効となっているが理由は何か。

**一般競争入札方式
瑞慶覧 (R3) 既設建物解体
工事 (その2)**

● 応札者が14者であるのに対し、入札辞退者が2者、無効が7者で、有効応札者が応札者全体の半数以下となっている。無効や辞退が多発した理由は何か。

● 解体工事で発生した建設廃材等のリサイクルはどのように行っているのか。

● この入札で半数以上の者が無効になっている理由が、入

り、申請の際にも複数のJVの中に同一の者が重複していないか確認している。

○ 火薬庫とその周辺の整備も含めて発注しており、例えば、前面土堤の長さが異なることや、事務所の整備を含むなど、工事内容が若干異なっているため予定価格に差がある。

○ 5者のうち1者は(その1)を落札したためそれ以降の入札が無効となったものである。
残り4者はいずれも入札金額が調査基準価格未満で、施工体制確認の資料提出を辞退したため無効となったものである。

○ 入札を辞退した2者は他機関の工事を落札したことにより、配置予定監理技術者の配置が困難となったため辞退したとのことだった。
無効の7者のうち1者は(その1)にも同一の監理技術者で参加申請しており、(その1)を落札したことにより、(その2)の入札を続行できないため無効となったものである。
その他6者は全て調査基準価格未満の入札であり、施工体制確認資料の提出を辞退したため無効となったものである。

○ 解体工事では廃掃法、建設物リサイクル法等に基づいて分別解体され、許可を受けた処分先に搬出することとなっており、契約書にも処分先を記載している。

また、工事を始める際に、行政へ解体方法と処分先を記したリサイクル通知書を提出することとなっており、法に則った処理を行っている。

○ 予定価格の参考となる見積りは、実際に米軍の解体工事を

札価格が調査基準価格未満であったためということだが、予定価格と実勢価格に差があるのではないか。積算方法等見直す予定はあるか。

一般競争入札方式

久米島（3）宿舎改修建築その他工事

● 宿舎の改修工事という比較的簡単な工事にもかかわらず、1社応募になっている。落札者は地元（久米島）の業者と思われるが、地元優先等の措置があったのか詳細を確認したい。

● 地域貢献度の条件設定について、沖縄県のような島嶼県で、県内一律に地域貢献度の条件を設定しては離島の者にとっては厳しいのではないか。

業務

一般競争入札方式

西普天間住宅地区（3）磁気探査業務（その1）

● 磁気探査業務はこれまでも土地を分割して発注されており、本件についても多数に分けて発注しているが、（その1）だけが独立、（その2）以降が一括審査になっている。そのように分割した理由は何か。

請け負った経験のある者等に依頼したものであるが、今回の入札で低入札価格調査基準未満の入札をした者から情報収集するなどし、見積の依頼先を広げること検討していきたい。

○ 工事内容は床の改修等で、比較的容易なものであり、参加資格要件を建物改修工事の実績のみでも可として広く参加者を募集したが、結果として1者応募となった。

本工事は沖縄県全域を対象とした地域評価を行っており、久米島のみを評価対象としたものではない。全県を対象に広く募集したが、離島で比較的工事価格が小さい工事であるということも参加者が集まらなかったと要因と考えられる。

○ 県内の離島においても、建設業者がある程度揃っていること、受注の機会が確保できるということであれば、離島を対象とした地域評価を行っており、石垣島型、宮古島型の地域評価を行っている。

久米島に関しては発注の件数が非常に少ないため、久米島の実績を対象とした地域評価にしてしまうと、参加できる者が絞られてしまうため沖縄県全域型としている。

○ 返還跡地の磁気探査業務は大規模になるため、分割発注し複数の者が受注できる形にしている。

本件について、（その1）は進入するための仮設道路の設置及び、とりまとめ業務等を含んでおり、（その2）以降の業務と参加条件が異なるため、一括審査に含めなかったものである。

● 契約状況を見ると、(その1)を落札した者が(その2)も落札しているが、この場合は複数の業務を受注できるのか。

● この総合評価方式では技術評価点と価格評価点の合計の評価値の高いものが落札者となっていると思うが、技術評価点と価格評価点の割合が1:1とはどういう計算になっているのか。

(その1)の入札状況調書を見ると、受注した者の入札額が最も高い。価格評価点はほとんど反映されていないのではないか。

● 入札額の差は価格評価点に換算するとほぼ差が出ず、1点前後である。これでは技術評価点でほとんど決まってしまう、価格で逆転することはほぼありえないということになる。

技術評価点で決まってしまう部分が多いためプロポーザル方式に似通った形になっているように思うが、これは全国でこのような計算方法になっているのか。

● 技術と価格の割合が1:1と言いながら価格評価点が60点満点の2点とか3点程度にしかならないというのは割合としてどうなのか。

評価値に占める価格評価点の割合が小さすぎて入札額が意味を為さないのではないか。

防衛省独自の計算方法ではないということは理解したが、技術と価格の割合が結果的に1:1に近づくようなやり方を検討すべきではないか。

○ (その1)は一括審査方式の対象外としており、(その1)を落札した者が(その2)から(その7)までのいずれかの業務を落札することも可能である。

但し、(その2)以下は落札可能件数を1件に制限している。

○ 1:1としているのは、技術評価点、価格評価点をそれぞれ60点満点としているためである。

技術評価点は企業の経験及び能力等の配点が70点となっているものを60点満点に換算している。

価格評価点は、予定価格に対して入札金額が小さいほど点数が大きくなるが、調査基準価格未満だった場合、履行確実性の審査で価格評価点が減じられる可能性が高いため、価格評価点はあまり高い点数にならないことが多い。

○ 総合評価方式を採用するにあたって国土交通省と財務省との取り決めがあり、評価の考え方は全省庁同じになっている。

○ 価格評価点が低く算出されてしまうことは理解する。ご指摘の点については本省に伝えさせていただきたい。

一般競争入札方式

石垣島（3）建築工事監理業務 （その2）

● 工事監理業務で一括審査方式となっているが、どのように（その1）（その2）の業務を分けたのか教えてほしい。

● 今回（その2）を受注した者と（その1）を受注した者の技術評価点に差があるが業務の履行に問題はないのか。

また、技術評価点の内訳の「その他」の配点5点はどのような内容になっているのか。

公募型プロポーザル方式

空自那覇（3）ユーティリティ 調査検討

● プロポーザル方式が適切と判る入札監視委員会の資料は提示されているか。

● 入札監視委員会として、プロポーザル方式の適用が適切であったのか説明をしてほしいので、経緯がわかるような資料を提示することを検討頂きたい。

● 建設工事等の発注にあたっては価格競争が原則で、プロポーザル方式を採用するということは広い意味で随意契約を行うことであり、相応の理由が必要であると思うが、本業務を一般競争入札とせず、プロポーザル方式とすることにした検討の経緯等を教えてほしい

○ （その1）は監理業務の対象工事が4件、（その2）はそれ以外の5件を対象工事とし、それぞれの業務で担当技術者等を常駐で配置することとしている。

当局においては、沖縄県内及び離島で工事監理業務を多数発注しているため、どの会社も技術者が不足しており、1つの会社で複数人の技術者を常駐で配置することが難しいこと等から分割して発注したものである。

○ 今回受注した者は過去の実績等から業務の履行に問題はないと考えている。

また、「その他」の評価内容は、ワークライフバランス推進企業の認定で1点、若手技術者と女性技術者の活用でそれぞれ2点の配点となっている。

○ 入札監視委員会の資料には提示されていない。

○ 今後、プロポーザル方式を採用するに至ったな検討内容等を入札監視委員会においても提示できるよう調整したい。

○ 「建設工事に係る技術業務の契約に係るプロポーザル方式の実施細則について（通知）」において、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できると契約担当官等が認めるものをプロポーザル方式の対象とすることとなっている。

具体的には本業務は、消火配管の老朽度調査や基本検討を行う中で不具合履歴や施設の重要性度等を分析し、更新計画を作成する等、様々な検討を加える必要がある業務であり、高度な技術力が要求さ

	<p>● 本業務は比較的高額な案件であるにもかかわらず1者応募となっているが、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>れる。 このような検討を行わせる場合、発注者側が検討方法を仕様書で定めるより、参加業者に検討のやり方を提案させた方が優れた成果が期待できるため、局内の技術部会を経てプロポーザル方式での発注としたものである。</p> <p>○ 本業務は、消火設備更新基本検討等を行うものであり、調査検討に高度な専門知識が要求されることから応募者が集まり難かったものと考えられる。</p>
--	--	--

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
--------------------	----

2. 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義件数		0件	(審議概要)
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	

●委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	なし	なし

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
--------------------	----

3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）

審議概要	なし	
○委員からの意見・質問 ●それに対する回答等	意見・質問	回答
	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回答）

再苦情申立件数 （再説明請求件数）	総件数0件	(備考)
----------------------	-------	------

建設 工事	一般競争（政府調達協定対象外）	0件			
	指名競争	0件			
	随意契約	0件			
建設コンサルタント業務等※		0件			
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件名	契約方式	内容等
			なし		なし
○委員からの意見・質問 ●それに対する回答等		意見・質問		回答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			

* 建設コンサルタント業務等の再苦情処理については、公募型プロポーザル契約及び簡易公募型プロポーザル契約方式を除く。

令和3年度 沖縄防衛局入札監視委員会議事概要（陸上自衛隊）

開催日及び場所	令和3年12月9日（木） 於：陸上自衛隊那覇駐屯地
委員	矢吹 哲哉（委員長：琉球大学名誉教授） 堤 純一郎（琉球大学名誉教授） （五十音順） 仲里 豪（弁護士） 原田 泰人（公認会計士） 山城 勝（元（一社）沖縄県経営者協会常務理事）

I 陸上自衛隊が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
審議対象案件	6件

1. 入札状況について（入札参加者の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	1件		
建設工事	一般競争	1件	
	指名競争	なし	
	随意契約	なし	
○委員からの意見・質問 ●それに対する回答等	意見・質問 【一般競争】 件名：那覇（R2）庁舎内部改修工事 ○ 1者応札となった理由は。 ○ 再度公告入札であるが、1回目の入札の際の応札業者数は。 ○ 今回のような複合工事ができる業者は何社あるのか。 ○ 条件さえ合えば、他社も参入するということか。	回答 ● 建築、電気設備及び機械設備の複合工事を総合的に管理できる人材を確保できる業者がなかったため、結果的に1者応札となった。 ● 1回目の入札も応札業者は1者であった。 ● 公告に示した、建築一式工事D以上、電気工事又は管工事C以上を有する業者は、県内に多数存在する。 ● その通り。	

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する
審議

審議対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
審議対象案件	146件

1. 入札状況について（入札参加者の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数		5件
地方 調 達 等	一般競争	3件
	指名競争	なし
	随意契約	2件
		意見・質問
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>●それに対する回答等</p>		<p>【一般競争】</p> <p>件名：肥料（与那国）</p> <p>○ 肥料の使用目的は何か。</p> <p>○ なぜ1社応札になったのか。</p> <p>○ どのくらいの頻度で購入しているのか。</p> <p>○ 前回も同じ業者から購入したのか。</p> <p>○ グラウンドの芝の維持は与那国駐屯地の特殊性なのか、他駐屯地でも実施しているのか。</p> <p>○ グラウンドの芝生上で競技はできるのか。</p>
		回答
		<p>● 令和2年11月に完成した駐屯地グラウンドの天然芝の育成用として、化成肥料を購入した。</p> <p>● 在庫がなく納期までに納入できる業者が1社しかなく、結果的に1社応札になった。</p> <p>● 年に1回購入しており、前年が初回であり、予備も含めて1.5年分の量を購入した。</p> <p>● 肥料は、本契約が初めての購入である。</p> <p>● グラウンド設置経緯は与那国駐屯地設立時の自治体からの要望であり、与那国駐屯地独自である。</p> <p>● グラウンドは、日本陸連公認のグラウンドであり、グラウンドの芝生上でやり投げ等の各種インフルード陸上競技が可能。</p>

<p>○委員からの意見・質問</p> <p>●それに対する回答等</p>	<p>件名：宮古島駐屯地浄化槽汚泥汲み取り役務（宮古島）</p> <p>○ 1社応札となった理由は何か。</p> <p>○ 駐屯地に下水道はないのか。下水道を設置する計画はないのか。</p> <p>○ 市からの許可は得ている業者なのか。</p> <p>○ 汲み取り重量はどのように確認しているのか。</p> <p>○ どこで処理しているのか。</p> <p>件名：精白米（那覇）</p> <p>○ 応募業者が18社にもかかわらず、応札が1社になっている理由は。</p> <p>○ 1社応札になっているが、他に米の業者はあるのか。</p> <p>○ 契約数量は6,000kgとなっているが、毎回これぐらいの量を契約しているのか。</p> <p>○ 落札率が70%となって安く契約されているが、納入される米の品質によっては、隊員から味の苦情が来ることはないのか。</p>	<p>● 2者応募があったが、そのうちの1者は全省庁統一資格を持っていなかったため、1者のみ入札参加であった。</p> <p>● 駐屯地には下水道はない。現段階では計画はない。</p> <p>● 許可を得ている業者である。</p> <p>● 処理施設で計量した数量を確認している。</p> <p>● 市の指定する処理施設で処理している。</p> <p>● 糧食品は二百数十品目同時に入札を実施する。入札には18社が参加したが、精白米に応札した業者は1社のみであった。</p> <p>● 過去には他社が入札した事例はある。また、近傍の海上自衛隊基地では別業者が参入しており、米の取扱業者は複数社存在する。</p> <p>● 部隊の訓練の有無等によって必要量は変動するため、必要量を毎月契約している。</p> <p>● 事前に見本審査において試食しているため、品質に問題はなく、隊員から苦情が来るようなことはない。</p>
--------------------------------------	---	---

<p>○委員からの意見・質問</p> <p>●それに対する回答等</p>	<p>○ 規格の理由・米の銘柄は指定しているのか。</p> <p>【随意契約】 件名：C201J用両肘セット（肘のみ）ほか36件（宮古島）</p> <p>○ 随意契約にした理由は。</p> <p>○ C201J用両肘セット（肘のみ）はどのようなものか。</p> <p>○ 調達要求の手続きはどのようなになっているのか。</p> <p>○ 資料では適用条項が「予決令第99条第1項第3号」となっているが、今回の場合適用されるのか。</p> <p>件名：仮設プレハブリース（那覇）</p> <p>○ 那覇ではプレハブリース契約3件をそれぞれ別業者と随意契約しているが、その理由は。</p> <p>○ 当初契約から8年経過しているが、毎年契約を更新しているのか。</p>	<p>● 特に指定しているわけではない。銘柄は例示してるが、同等品であれば問題はない。</p> <p>● 令和2年8月8日から9日にかけて、防衛大臣の視察があったが、当時は新型コロナ感染拡大の影響で視察実施の可否が直前まで決まらなかったために、一般競争契約を行う時間的余裕がなく、急遽、調達審査会で審議したうえで、随意契約を行ったもの。</p> <p>● 椅子に取り付ける肘置きの部分である。</p> <p>● 物品を必要とする要求部署が、必要な物をリスト化し、会計隊に調達要求を行い、会計隊はその要求に基づき契約手続を行う。</p> <p>● 資料の記載誤りで、正しくは「会計法29条の3第4項」を適用している。</p> <p>● 各プレハブリースは当初の契約時期と設置場所が異なっている。当初の契約は一般競争入札で行っており、それぞれ別業者が落札したため、契約業者が異なっている。</p> <p>● その通り。</p>
--------------------------------------	--	---

<p>○委員からの意見・質問</p> <p>●それに対する回答等</p>	<p>○ 8年間契約金額は変わっていないのか。</p> <p>○ 契約金額がここ数年横ばいになっている理由は。</p>	<p>● 契約金額は少しずつ減額したが、ここ数年は横ばいである。</p> <p>● 本契約の賃貸借期間中の空調設備等の老朽による故障等発生時は、契約業者が修繕することになっている。ここ数年は、プレハブ老朽化に伴う契約業者の修繕費用の負担が大きくなっているためである。</p>
--------------------------------------	---	---